

---

【問 2】 オークション導入時における新旧事業者の公平性確保について<sup>1</sup>

弓削 哲也（通信会社社員）

- (a) 公平性については以前にも議論をさせていただき、「世の中に全くの公平など存在しない」というご見解は事実として認めざるを得ないと思います。しかしながら、競争の結果としての差分は当然甘受するとしても、競争のための条件は出来得る限り公平で、その下で公正な競争が行われるべきであると考えます。少なくとも行政機関やそれに関係する委員の先生が「公平でなくとも良い」と言ってしまうはその存在価値はなくなってしまうのではないのでしょうか。
- (b) その点を踏まえると、論文の中で「（総務省は）10年以上も導入についての準備を怠ってきた」と書いてあるのはうなづけるところもありますが、プラチナバンドという大きなくくりの中で、一部の事業者がオークションではない方法で周波数をすでに獲得している状態で、新たに割当を受ける事業者から費用負担をさせるというのは総務省の過去の政策の修正に伴う痛みを、それにより（相対的に）利益を得た事業者ではなく今までそれによって被差別的立場で不利な状態に置かれてきた新規参入者に負わせるものになるという点であまりに無策すぎるように思われます。政策的には少なくとも条件面の格差が拡大するのではなく公平に近づく方向に持って行くべきではないのでしょうか。
- (c) さらに、現在プラチナバンドをすでに保有している事業者は単に有利な条件でそれを使っているというだけではなく、過去にその優位性を活かして蓄積した資金力には圧倒的なものがあり、もし無原則にオークションが行われたとすると過去の不公平を増幅する結果になると思われます。

したがって、現状をきちんと分析すれば、このような状態でプラチナバンドの一部分からオークションを導入することは競争を著しく歪めることになることは明らかであり、単に早期実施を唱えるだけではなく上記のような問題点を解決する方法を提案することが有識者の先生の責務ではないかと考えます。

---

【問 2 への回答】

この「公平性の確保」について御指摘に同意します。小生もこの点はオークション導入に際してとりわけ重要な事項と考え、その是正策を「イコール・フッティング方策」と名付けて提案しています。総務省「オークション懇談会」でも反復提案しました<sup>2</sup>が、残念ながら他の委員

---

<sup>1</sup> 本質問は質問者個人の個人的見解であり、質問者の所属する会社の見解ではなく、ましてや同会社の利益を目的とするものでもありません。したがって、本質問についての引用はご遠慮ください。

<sup>2</sup> 脚注3)の資料、II. A (pp. 3~4) および同「第14回議事要旨」2011年11月9日鬼木発言 pp.3

の賛同・支持を得られませんでした。小生が「プレミアム帯へのオークション適用」を主張する背景には、本「イコール・フッティング方策」導入の前提があります。

参考のために、その概要を説明した文書と図（同懇談会提出資料）に加え、上記第15回議事要旨の該当部分を下記に再掲します。かりに「イコール・フッティング方策」の下で900MHz帯をオークションによって3.9G用に割当てた場合、落札事業者は当然その代価を支払いますが、既割当の周波数帯を保有する既存事業者も、3.9G用に使用する周波数帯について落札単価と同一単価を適用した代価を支払うこととなります。

---

## 記

### オークション導入にかかる「イコール・フッティング方策」内容の説明図<sup>3</sup>

2011年11月10日

鬼木甫

下記は筆者提案の「イコール・フッティング方策<sup>4</sup>」についての説明図です。とりわけそれが「過去にさかのぼって周波数帯の経済価値を徴収するものである」とする誤解を生じやすいことに留意し、同方策が一方では「既存事業者がオークション導入以前から実施してきたサービス（たとえば3G）について継続すること」を認め、他方で「新しいサービス（たとえば4G）の開始について既存・新規事業者双方に均等のビジネス環境を提供することを目的とする」旨を強調しています。

#### (1) 想定例図の凡例・記号

I: 既存事業者 (incumbent)

---

～4 <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000138848.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000138848.pdf)>,  
<[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/syuha/02kiban09\\_03000107.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/syuha/02kiban09_03000107.html)>、「第15回議事要旨」同  
12月19日、pp.5～6 <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000143043.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000143043.pdf)>,  
<[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/syuha/02kiban09\\_03000114.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/syuha/02kiban09_03000114.html)> を参照。

<sup>3</sup> 鬼木甫「オークション導入にかかる『イコール・フッティング方策』内容の説明図」、2011年11月10日、2pp. <<http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/download3/201103a-7.pdf>>,  
<<http://www.ab.auone-net.jp/~ieir/jpn/publication/201103a.html>>、あるいは  
<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000139832.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000139832.pdf)>,  
<[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/syuha/02kiban09\\_03000114.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/syuha/02kiban09_03000114.html)> を参照。

<sup>4</sup> 鬼木甫「オークション導入と公平・オープン競争環境（発表概要）」（本懇談会第10回会合資料、2011年9月26日 <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000129865.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000129865.pdf)>）、II.A.3。

N : 新規事業者 (new entrant)


3G : 従来からのサービス

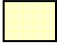
4G : 新規サービス

S : 周波数帯

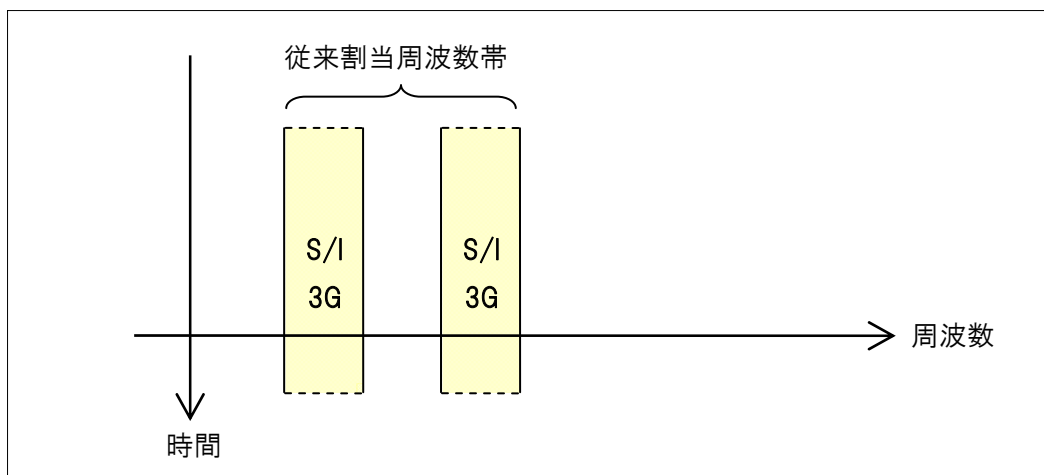
S/I : I 利用分

S/N : N 利用分

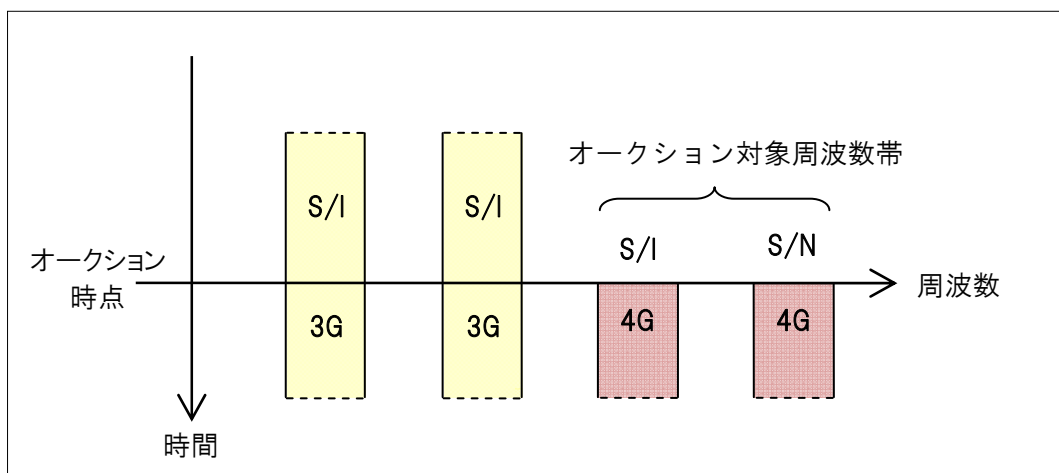
周波数帯 (ピンク部分  ) : オークション落札単価による支払あり

周波数帯 (黄色部分  ) : 同上なし

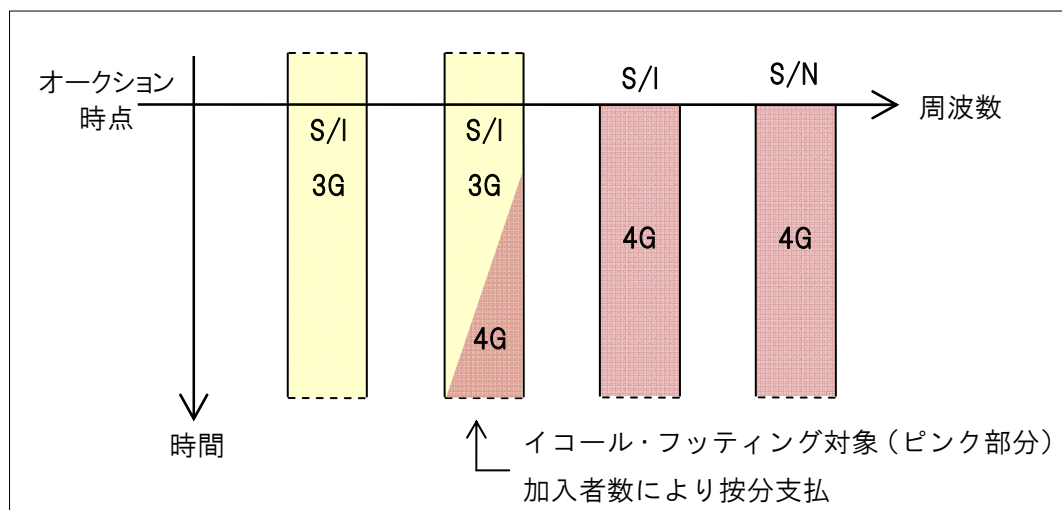
## (2) オークション (4G 目的) 実施前の周波数帯割当



## (3) オークション実施直後の周波数帯割当



## (4) オークション実施後の経過



## 周波数オークションに関する懇談会（第 15 回会合）議事要旨<sup>5</sup>

（前略）

- 資料 15-4 に関して簡単に説明したい。本懇談会では多数の賛成を得られなかったが、既存事業者と新規事業者の間に存在する不公平の是正について 9 月の会合で是正案を提案した。資料 15-4 の 2 枚目を見て欲しいが、オークションの際に既存事業者が既に割り当てられている電波をそのまま使う場合には、オークションの落札金額に相当する金銭を徴収してはどうかというもの。これに対して、前回他の構成員の先生から遡及的に金銭を徴収するのはいかなものかという批判を頂いた。それについて私の考え方を示したものが資料 15-4 の 2 ページの図。時系列順に（2）から（4）まで並んでいる。
- 私の提案は（4）にあるように、オークションの実施後に、S/I で表している既存事業者がたとえば 3 G 用に割り当てられている電波を使って 4 G を導入していく際に、3 G から 4 G に変わっていった分だけ、すなわち 4 G の加入者を受け入れた数に比例して（3）のオークションで払った落札金額見合いの金額を払うことにしたらどうかというもの。したがって、遡及的な金銭の徴収ではなく、新規に開拓するサービスについての徴収なので、批判に当てはまらないのではないかと考えている。
- 最後にもう 1 点。この提案について、既存事業者からお金をとることだけ考えているのではないかという感想があると思う。現在までオークションが採用されてこなかったのも、既

<sup>5</sup> 脚注 2) のうち、「第 15 回議事要旨」の pp.5~6 の鬼木発言分を引用。

存事業者はこれまで比較審査で割り当てられた電波を継続して使うことが当然だという常識があったが、これから何年か経てば、オークションによる割り当てが次第に多くなっていく。そうすると「価値のある電波の割り当てを受ける場合には、それに見合う代価を納付することが当然である」という考え方が支配的になってくるのではないかと。そうなったときに、既存事業者は、これまで価値の高い電波を割り当てられていて、それを今後もただで使うつもりかという圧力が出てくる可能性が高いのではないかと。そのような考え方をベースにすれば問題は代価支払いの時点であり、オークション実施時に落札金額見合いで取るというのが私の提案。

- ・ したがって、遅かれ早かれ支払うことになる代価を例えば5年後に払うのと、現在払うのとでどう違ってくるのかという話になる。現在の無線事業は、日本経済で言えば60年代の高度成長期にさしかかっているところ。そうすると、電波の価値は今後上がっていくことになる。つまり、価値の上昇が見込まれる電波という資産に対する支払いをいつするのかということで、既存事業者は支払を先に伸ばすと金額が高くなってから払うということになる。早い時期に払えば、高度成長期の直前に土地を持っていたのと同じように、キャピタルゲインを手に入れることができる。したがって、将来の「圧力」を考えれば、早い時期に払うべきものはきちんと払って、国民の財産についてはお金を払って使っているという立場を確立しておいた方が、既存事業者にとってもかえって有利な面もあるのではないかと。

(後略)